(1) いじめの定義といじめに対する本校の基本理念

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法(平成25年9月施行)第2条には以下のように定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、全ての教職員が「いじめはどの子供にも、どの学校にも、起こりうる」との危機意識をもち、全ての子供が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、保護者や関係諸機関と連携しながら、組織的にいじめの防止等(未然防止・早期発見・早期対応)に取り組む。

(2) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめを生まない学校・学級風土を醸成するために、学校が一体となった組織的、継続的な取組を行う。教師一人一人が分かりやすい授業づくりに心がけ、基礎・基本の定着を図り、子供が充実感を感じることができるようにする。また、自己有用感を味わい自尊感情を育てることができるように努める。道徳教育及び体験活動等の充実により、命の大切さを指導する。自他の存在を等しく認め、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

- ① いじめの「未然防止」のための取組
 - ア いじめの未然防止に学校全体で取り組む。
 - イ 子供が主体的に学び、学ぶことが楽しいと感じる授業づくりに努める。
 - ウ 子供が中心となり、縦割りによる各種活動を通して、相手を思いやる温かい集団づくりを推進 する。
 - エ 学校全体で感謝の気持ちや友達のよさを表す活動に取り組み、自己肯定感を高める。
 - オ 全校朝の会での朝のスピーチを通して、共感的に聞く態度を身に付ける。
 - カ 道徳科の学習では、教科書等を活用し、よりよい生き方を求めて実践しようとする心を育む。
 - キ 地域・家庭と一体となって取組を推進するため、普及啓発を行う。
 - ク いじめの背景にある要因に着目し、その改善を図る。
 - ケ情報モラル教育を推進する。
- ② いじめの「早期発見」のための取組
 - ア 登下校時、授業、休み時間、給食、掃除時間等、子供と触れ合う時間を確保し、子供の些細な 変化に気付く鋭敏な目と耳と心で、心の悲鳴を鋭く感知する。
 - イ 教職員の目が行き届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装ったりするなど、 大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
 - ウ 些細な兆候を見逃さず、いじめではないかとの疑いをもち、教職員で情報を共有する。
 - エ 年3回のアンケート調査(児童用・保護者用)や教育相談の実施、学校外の相談機関の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ いじめの「早期対応」のための取組

富山県いじめ防止基本方針(平成29年6月改訂)に基づき、いじめが解消している状態を、口いじめに係る行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が3か月以上続くこと、②被害に遭った子供が心身の苦痛を感じていないこととし、単に謝罪をもって安易に解決とすることがないよう留意しつつ、組織的な対応の下、いじめの早期解決に当たる。

- ア いじめられた子供の安全を確保し、寄り添い、支える体制をつくる。
- イ 正確な事実の聴き取りにより、いじめを把握する。
- ウ いじめがあったとき、保護者へすぐ連絡し、事実や対応策を伝える。
- エ 心身の苦痛を与えた行為に対しては、すぐに止めさせ、謝罪の場を設ける。

オ いじめを見ていた子供に対しては、誰かに知らせるよう指導する。

カ 早期に警察に相談することが必要な場合、また、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、市教育委員会の指導の下、直ちに警察に通報する。

④ 地域や家庭との連携

ア 学校と地域、家庭がいじめの問題(実態・対策等)について協議する機会を設け、インターネットを介して行われるいじめに対しても連携した対策を推進する。

イ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、小中学校間で の情報共有や学校外からの情報収集の体制を整える。

⑤ 関係機関との連携

ア いじめる子供に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分 な効果を上げることが困難な場合等においては、市教育委員会の指導・助言を受け、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携を図る。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察、児童相談所等との適切な連携を 図るため、平素から関係機関と情報交換を行う。

⑥ いじめの「再発防止」のための取組

ア 当該の子供(被害者・加害者)の様子(表情や言動、対人関係等)をきめ細かく観察し、小さな変化を見逃さず、必要な措置を講じる。

イ 家庭や外部相談機関等との連携を一層充実させ、緊密な関係の構築に努める。

(3) 重大事態発生時の対応

被害児童の生命・身体又は財産に深刻な被害が生じた疑いがある場合、被害に遭った子供が相当の 期間にわたる欠席が余儀なくされている疑いがある場合、多人数によるいじめが相当期間継続してい る疑いがある場合等は、以下の対応を行う。

- ① 速やかに市教育委員会に事案発生を報告し、必要に応じて専門機関や警察等の関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処するための調査組織を設置し、事実関係を明らかにするための調査を実施する。
- ③ 調査結果については、被害に遭った子供・保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。

(4) いじめ防止に係る校内研修の推進

いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」のための方策、いじめを受けた子供又はその保護者に対する支援、いじめを行った子供又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを介して行われるネットいじめの現状と対策等について研修を行う。

(5) いじめ問題に取り組むための校内組織

- ① 学校内の組織
 - 生徒指導委員会

生徒指導主事の提案を受け、問題傾向を有する子供について、現状や指導についての情報交換を行い、指導について共通理解を図る。

○ いじめ防止対策推進委員会

本委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・研究主任・担任・養護教諭を もって構成し、必要に応じて委員会を開催する。深刻な事態の場合は、関係教職員やスクールカ ウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も加わる。

② 重大事態発生時の調査組織

重大事態が発生した場合、緊急いじめ防止対策推進委員会を開催する。さらに、市教育委員会との協議の上、調査組織を設置する。本組織は、校長・教頭・生徒指導主事・育成会長及び市教育委員会の派遣要請を受けた、南砺警察署、主任児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等をもって構成する